

一般競争入札のお知らせ

平成 27 年 12 月 16 日

静岡県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会
会長 中谷多加二

下記のとおり一般競争入札を行うので、お知らせします。

1 発注案件の概要

(1) 入札番号

第 1 号

(2) 業務名

平成 27 年度立木在庫管理データベース作成調査業務委託

(3) 業務概要

立木在庫管理データベースの効率的な作成手法を検討するため、3Dレーザースキャナにより、立木位置、胸高直径、樹高、材積を調査する。

(4) 業務期間

契約締結日から平成 28 年 2 月 26 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県一般業務委託競争入札参加資格を有している者で、営業種目として「調査」の登録をしている者、又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 落札決定までの期間に、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年 3 月 30 日付け集用第 103 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった

- 日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

3 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成27年12月22日（火）午前10時

(2) 入札執行場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館9階
静岡県森林組合連合会 会議室

(3) 入札方式

総価による。

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成

要

4 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5 契約書案及び仕様書の閲覧・入手方法

本業務に係る契約書案及び仕様書は、この「一般競争入札のお知らせ」電子ファイルと共に掲載していますので、そちらをご覧ください。

6 仕様に関する質疑など

(1) 問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館9階
静岡県森林組合連合会 大場 鉦一
電話番号 054-253-0195

(2) 問合せ期間と時間

平成27年12月16日(水)から平成27年12月21日(月)における平日の午前
9時から午後5時まで

7 その他

(1) 現場説明会

開催しない。

平成 27 年度立木在庫管理データベース作成調査業務委託契約書（案）

静岡県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、甲が別に定める「平成 27 年度立木在庫管理データベース作成調査業務委託要領」（以下「委託要領」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第 2 条 この委託期間は、契約日から平成 28 年 2 月 26 日までとする。

（委託費）

第 3 条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託費に 108 分の 8 を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第 4 条 乙は、第 12 条第 1 項の規定による通知を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、乙の請求により前金払をすることができる。

（契約の変更）

第 5 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 6 条 乙は、第三者に対し、委託事務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第 7 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」

という。) 第2条第2号に該当する団体 (以下「暴力団」という。)

- (5) 個人又は法人の代表者が暴力団員等 (法第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
 - (6) 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
 - (7) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (8) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (9) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (10) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(業務委託実施計画書の提出)

第9条 乙は、この契約後20日以内に業務委託実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項に定める業務委託実施計画書に変更が生じた場合は、10日以内に業務委託変更実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(業務委託完了届の提出)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届を甲に提出するものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 甲は、前条の規定により乙から委託業務完了届の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。

- 2 甲が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。

3 乙は、業務が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前条及び前2項の規定を準用する。

(委託費の処理)

第13条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(著作権の帰属)

第14条 この契約に基づき作成された成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
(静岡県森林組合連合会内)
氏 名 静岡県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会
会長 中谷多加二

(乙) 住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

受注者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の事前報告

受注者は、個人情報の取扱いを第三者に委託するときは、事前に報告し、発注者の同意を得なければならない。この場合、受託者に対する必要な監督を行わなければならない。

第6 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

受注者は、発注者の同意がある場合を除き、この契約による広報紙送付以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

発注者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

平成 27 年度立木在庫管理データベース作成調査業務委託要領（案）

1 目的

立木在庫管理データベースの効率的な作成手法を検討するため、3Dレーザースキャナにより、立木位置、胸高直径、樹高、材積を調査する。

2 業務内容

(1) 調査地

浜松市天竜区龍山町大嶺地内

16 林班い準林班 4、7、8、9、15 小班

(2) 調査内容

調査項目	内容	箇所（小班）
周囲測量	<ul style="list-style-type: none">境界を確認するとともに、周囲測量を行う。平面図（求積図）を作成する。	4、7、8、9、15
間伐木選木	<ul style="list-style-type: none">間伐率を 30%として間伐木を選木しマーキングする。集計表を作成する。	8、9
3Dレーザ計測	<ul style="list-style-type: none">植栽木全数を地上型 3Dレーザースキャナにより計測する。	4、7、8、9、15
データ分析	<ul style="list-style-type: none">3Dレーザースキャンデータから、植栽木の位置座標（X、Y）、胸高直径、樹高、材積を解析により求める。立木位置図を作成する。	4、7、8、9、15

3 報告書

(1) 内容

報告書の内容は以下のとおりとし、マイクロソフト社のワード形式（またはそれに準じた形式）とすること。

調査項目	報告書内容
周囲測量	<ul style="list-style-type: none">平面図（求積図）ただし、縮尺は 1/1,000 程度とする周囲測量データ（Microsoft エクセル形式）
間伐木選木	<ul style="list-style-type: none">集計表
3Dレーザ計測 データ分析	<ul style="list-style-type: none">3Dレーザ計測データ（XYZ 形式）立木位置図立木在庫一覧表（位置座標、胸高直径、樹高、材積）

(2) 成果品

媒体	数量	備考
紙	2 部	
DVD	1 部	

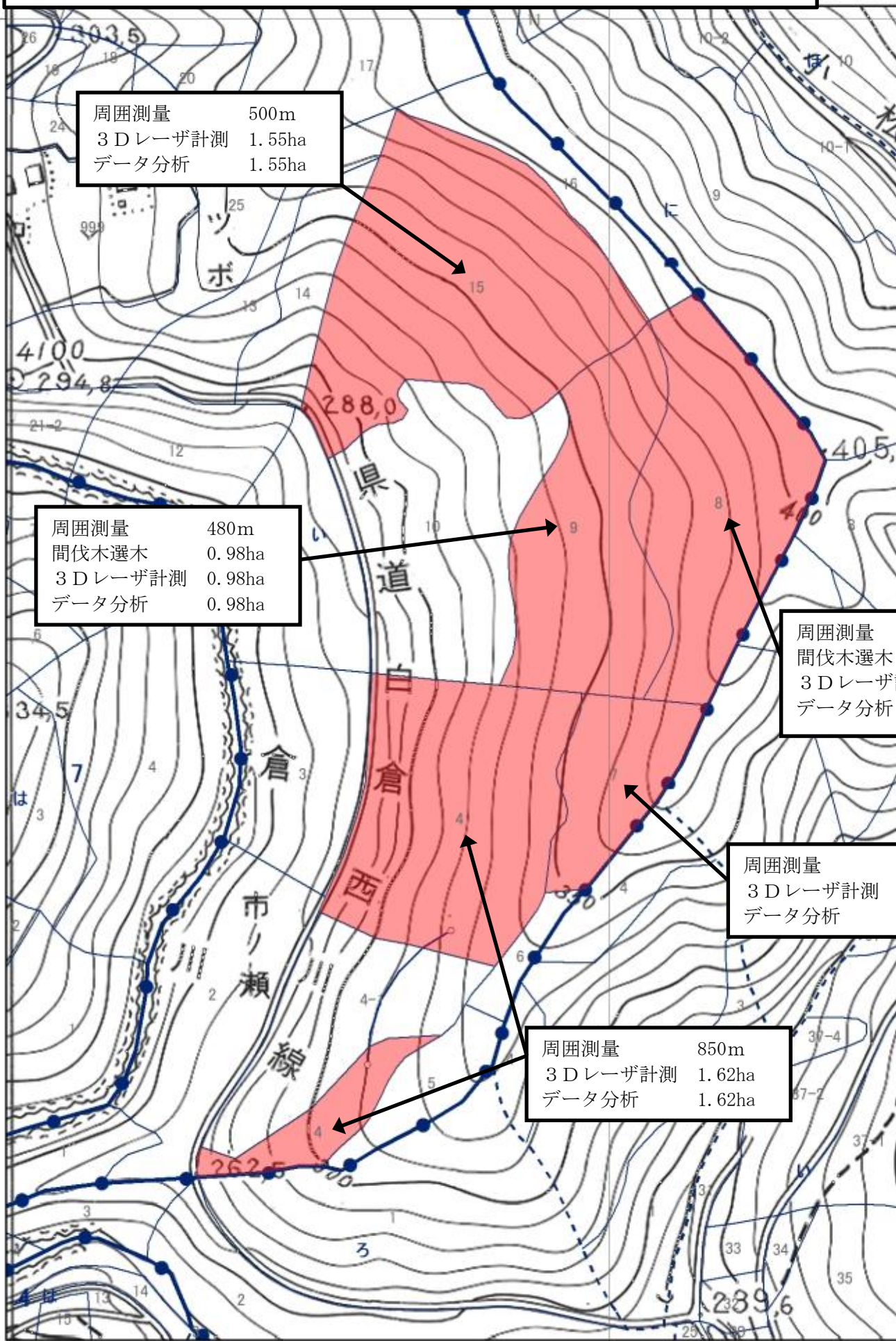
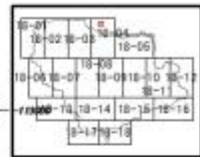


【発注箇所座標】緯度:137.79870度 経度:34.97656度

1:50000

位置図

平成 27 年度立木在庫管理データベース作成調査業務委託



周囲測量 500m
 3Dレーザ計測 1.55ha
 データ分析 1.55ha

周囲測量 480m
 間伐木選木 0.98ha
 3Dレーザ計測 0.98ha
 データ分析 0.98ha

周囲測量 650m
 間伐木選木 1.02ha
 3Dレーザ計測 1.02ha
 データ分析 1.02ha

周囲測量 300m
 3Dレーザ計測 0.42ha
 データ分析 0.42ha

周囲測量 850m
 3Dレーザ計測 1.62ha
 データ分析 1.62ha

凡例

- 施工箇所
- 図郭線
- 市町村界
- 林班
- 準林班
- 小班
- めがね線



この森林計画図は実測によるものではなく、地域森林計画面樹立のため間接調査法により作成したものであって、所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積について証明するものではない。

平成27年度

立木在庫管理データベース作成調査業務委託

静岡県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会

平成27年度立木在庫管理データベース作成調査業務委託
 明細書

番号	大項目	小項目	数量	単位	単価	金額	備考
	周囲測量(境界確認を含む)	5.59ha分	2.78	km			単価表1
	間伐木選木	2.00ha分	800	本			単価表2
	3Dレーザ計測	5.59ha分	5.59	ha			単価表3
	データ分析	5.59ha分	1	式			単価表4
	打合せ協議		1	式			単価表5
	報告書作成		1	式			
	直接経費 計						
	現場管理費			%			
	一般管理費			%			
	計 設計額(税抜)						
	消費税相当額			%			
	合計 設計額(税込)						

単価表 1
 名称 周囲測量(境界確認含む)

番号	大項目	小項目	数量	単位	単価	金額	備考
	測量技師補	外業		人工			
	測量助手	外業		人工			
	測量助手	内業		人工			
	測量補助員	外業		人工			
	機械器具経費			%			
	材料費			%			
	計 1kmあたり						

単価表 2
 名称 間伐木選木

番号	大項目	小項目	数量	単位	単価	金額	備考
	特殊作業員			人工			
	普通作業員			人工			
	諸経費			%			
	計 100本あたり						
	1本あたり						

単価表 3
名称 3Dレーザ計測

番号	大項目	小項目	数量	単位	単価	金額	備考
	3Dレーザ計測			ha			
	1haあたり						

単価表 4
名称 データ分析

番号	大項目	小項目	数量	単位	単価	金額	備考
データ整理	臨時技術員			人工			
樹木位置計測	臨時技術員			人工			
胸高直径計測	臨時技術員			人工			
樹高計測	臨時技術員			人工			
材積計測	臨時技術員			人工			
	計 分析		1	式			

